

令和7年洞爺湖町教育委員会第1回臨時会会議録

日 時	令和7年2月12日（水） 13:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教育長 洪川 賢一 委員 吉田 聡 委員 来栖 由喜 委員 岡本 里佳 委員 岩崎 義久
欠席委員	無し
説明員	教育指導参与 山本 恵一郎 教育推進課長 細江 幸恵 社会教育課長 角田 隆志
会議録調整者	教育推進課係長 大楽 泰生
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	洪川教育長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	洪川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	洪川教育長 1/28 部活動地域移行に係るバレーボール協会との打合せ（あぶた体育館） 1/30 箱根町3小学校と虻田小学校のオンライン交流（虻田小学校） 2/3 定例校長会議（第2委員会室） // 読書感想画コンクール審査（防災研修ホール） 2/5 町内5校合同学校運営協議会（防災研修ホール） 2/6～7 胆振管内教育委員会委員研修会（登別市） 2/12 教育委員会議（第2委員会室）
日程第4 【議決事項】	洪川教育長 日程第4、議決事項。議案第2号、令和7年度教育行政執行方針について、事務局よりお願いいたします。

・議案第2号

細江教育推進課長

議案書2ページをお開きください。

議案第2号、令和7年度の教育行政執行方針についてでございます。

こちらは、洞爺湖町議会令和7年度3月会議において、洞爺湖町教育委員会教育行政執行方針を別紙のとおりとすることについて議決を求めるものでございます。

別紙でお配りしております、執行方針をご覧いただきたいと思います。

事前にお配りしておりますので、概要のみ説明させていただきたいと思っております。

この執行方針につきましては、洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの体系に沿って作ってございますので、その体系に基づきまして、方針を申し上げたいと思っております。

2ページをお開きください。まず、第1がSDGs・ESDの推進でございます。

「生涯にわたって学びを深める持続可能な社会の作り手を育む教育」の重要性を再認識し、教育行政全般にわたってこれらの理念を踏まえた施策の推進に努めるということを記載してございます。

第2に、子育てしやすい環境整備の推進でございます。

中学校入学時における制服、高校生の通学費等への一部助成の継続。また、幼稚園、保育所、小学校では発達や学びの連続性を保つ連携を推進することを記載してございます。

続きまして3ページ目になります。第3、社会で生きる実践的な力の育成でございます。

専門的教育職員としての教育指導参与を中心に、教育指導専門員、学習支援員、外国語指導助手を引き続き配置し、学校運営や事業の改善・充実に向けた取り組みを

実施していくこと。大学教授を招いた研修会を通じて教員の指導力向上に努めること。国が進めるGIGAスクール構想の下、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取り組みが実現できるよう、1人1台のタブレット端末の活用が一層充実してきたことから、タブレットの持ち帰りが定着し、AIドリルを活用しながら家庭学習の習慣化を進めるなど、児童生徒1人1人の確かな学力の育成を図っていくこととしております。特別支援教育につきましては、引き続き巡回指導リーダー教員を活用した特別支援の充実を図ってまいるということを記載してございます。ふるさと教育につきましては、引き続き、生まれ育ったふるさとへの誇りと愛着を持つことができるよう、学校と連携し、ふるさと意識を高め、地域社会の一員としての自覚を深める取り組みを推進することを記載してございます。

5ページになります。第4、豊かな心と健やかな身体の育成でございます。

豊かな道徳性や自主的活動の意義、人権意識などを深く浸透していくよう各学校の取り組みを支援していくということ。いじめ、不登校問題等につきまして

は、家庭と連携して取り組んでいくこと。特に、いじめへの対応につきましては、「洞爺湖町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ根絶に向けた体制整備を進めていきたいと考えていることを記載してございます。学校給食につきましては、物価高騰の対応といたしまして、一定額の補助を継続していくことを記載してございます。老朽化した学校施設や給食センター等につきましては、洞爺湖町教育行政審議会の答申を踏まえ、優先度を考えながら個別の検討組織を立ち上げるなどして、一定の方針を示していきたいということ。老朽化の著しい虻田中学校の校舎につきましては、令和8年4月より虻田小学校の余裕教室に移転するための改修工事を実施すること。熱中症対策につきましては、子どもの命を最優先に考え、夏冬休みの日数を適切に割り振るとともに、普通教室等へのエアコン設置をしていくということを記載してございます。

第5は、信頼できる学校作りの推進でございます。

地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりが進むよう、学校運営協議会の活動を通じて、地域が一体となって、子どもの学びや育ちを支えていく活動を引き続き支援していくということを記載してございます。8ページ目には、洞爺湖町教育研究所として新たに体制を整備し、「小中一貫教育」「ふるさと教育」「外国語教育」や「特別支援教育」などを柱としながら、教職員の指導力や資質の向上、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究などを進めていく体制を整えるということを記載してございます。小中一貫教育につきましては、洞爺湖町教育行政審議会からの答申を踏まえ、導入に向けた検討組織を本年度の早い段階で立ち上げ、導入時期なども含めて教育委員会としての方針を示していくということ。また、部活動につきましては、令和8年度からの実施に向け「洞爺湖町部活動地域移行検討委員会」において引き続き検討を進めていくことを記載しているところでございます。

角田社会教育課長

第6は、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進です。

家庭と地域の結びつきを深め、地域全体で子どもを守り育てる機運の醸成に努めてまいります。事業としましては「早寝早起き朝ご飯運動」の啓発活動、それから「ブックスタート事業」「子育てセミナー」を引き続き実施してまいります。通学路につきましては、洞爺湖町通学路等安全推進委員会議における検討内容等を踏まえ、地域の方々や関係機関などと協力しながら児童生徒の安全確保に努めてまいります。

第7は、生涯学習の推進です。

「第4次洞爺湖町社会教育中期計画」に基づき、生涯学習社会の実現に努めてまいります。洞爺湖町の特性に対応した学習環境の充実と学習資源の活用に努めてまいります。少年の学びにつきましては「洞爺湖 GENKIDS」「フレンドリーツアー」、それから地域未来塾やICT遠隔事業につきましては取り組みを進めてまいります。成人の学びにつきましては、地域活動に必要な人材を育成するため、自主的・主体的に行う研修などの支援を継続してまいります。高齢者の学び

につきましては、「いきいき学園」を中心に、健康づくりや生きがいくづくり、仲間づくりを進めるとともに、少年の学びと関連させた異世代交流を実施してまいります。

次に、潤いのある地域作りを目指した社会教育の推進です。

読書活動につきましては、「第4次洞爺湖町子どもの読書活動推進計画」に基づきまして、「読者の家」を中心に取り組みを進めてまいります。また、読書感想画・読書紹介文事業につきましては、関係団体の協力を得ながら、引き続き実施してまいります。男女共同参画社会の形成につきましては、「洞爺湖町男女共同参画計画」に基づき、講演会の開催や広報紙等による啓発を通じて男女共同参画社会の実現に向けた意識や気運を高めてまいります。それから、地域学校協働活動につきましては、各学校運営協議会と連携しながら、学校支援ボランティアによる活動の促進を図ってまいります。芸術・文化活動の推進につきましては、町内文化団体等との連携、それから優れた芸術文化に親しむ機会や各種サークルなどが日頃の活動成果を発表する機会の提供に努めてまいります。洞爺湖芸術館につきましては、洞爺湖芸術館あり方検討委員会において、いただいた意見をもとに、芸術館の運営や活用の方針について取りまとめてまいります。文化遺産の保全活用につきましては、町内文化財に対する理解を深める機会の充実や文化財関係団体の支援を行います。世界文化遺産につきましては、適切な保全に努めるとともに、「ルート37の世界遺産 JOMON」として伊達市北小金貝塚との連携を一層強化し、縄文文化の価値を広く町内外に周知する取り組みを進めてまいります。それから、13ページ中段になりますけれども、埋蔵文化財につきましては、開発行為に伴う調査業務の適切な実施など遺跡の保護に努めてまいります。こちらは、令和7年度に発掘調査を行うということで新たに追加しております。それから町内指定文化財につきましては、3地区の獅子舞保存会の活動を支援してまいります。スポーツ活動の推進につきましては、多世代が楽しめるニュースポーツの普及や町民のニーズに応える各種教室を実施してまいります。社会体育施設につきましては、14ページになりますが、洞爺湖町行政教育行政審議会からの答申を踏まえ、町民の皆様の利便性を考慮しながら、施設の利用状況や老朽化の状況等も勘案し、施設の集約・統合も含めてあり方についての検討を行ってまいりたいということを記載してございます。

以下は、まとめの部分でございますので割愛させていただきます。

説明は以上になります。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますが、ございますか。

《なしの声》

それでは、異議なしと認めます。

議案第2号、令和7年度教育行政執行方針については原案のとおり可決されました。

続きまして議案第3号、洞爺湖町教育研究所設置規則の制定について、事務

・議案第3号

局よりお願いいたします。

細江教育推進課長

議案第3号、洞爺湖町教育研究所設置規則を次のように定めるものでございます。

こちらの制定趣旨につきましては、洞爺湖町教育の全体的振興及び教職員等の資質の向上を図り、教育課題解決のため、調査研究及び実践を行う研究機関を設置することで、本町教育の実態に基づいて教育理論と実態に関する研究等を行い、教育の進展に寄与することを目的としてございます。

内容につきましては、条ごとに説明をさせていただきます。

第1条の設置および目的につきましては、今申し上げたとおりの目的になってございます。

第2条の名称につきましては、洞爺湖町教育研究所とし、洞爺湖町栄町58番地に置き、洞爺湖町教育委員会に事務局を置くものでございます。

続きまして、3の事業につきましては、次の5つのものとなってございます。

(1)といたしましては、教育に関する専門的及び技術的事項の研究調査。(2)教育の理論と実践に関する研究。(3)教育に関する相談及び指導助言。(4)教育に関する研修会等の開催、共催および後援。(5)その他の必要事項となってございます。

第4条につきましては、職員についてでございます。

職員については、所長、副所長、運営委員を置くものとし、教育長が委嘱するものであります。事務局員は教育推進課の職員が担い、洞爺湖町立学校全教職員を所員とするものでございます。

第5条の任期につきましては、所長、副所長は1年とし、再任は妨げないものとし、所員については、洞爺湖町立学校教職員の身分を離任されるまでとするものでございます。

第6条は任務でございます。

第7条は、組織について、7つの部会を定めるものでございます。

部会の(1)といたしましては、ふるさと教育の充実に関する部会。(2)外国語教育の推進に関する部会。(3)特別支援教育の充実に関する部会。(4)事業改善および学力向上に関する部会。(5)生徒指導、体力向上に関する部会。(6)学校全体の保健、衛生に関する部会。(7)学校事務および会計に関する部会(8)その他研修所の目的を達成するため、所長が必要と認めた部会となってございます。

続きまして、第8条は報告および公表でございます。

第9条は経費で町の補助金をもって充てるものとしてございます。

第10条は会計年度でございます。

4月1日に始まり、翌年3月31日までとするものでございます。

第11条は、その他、研究所の運営に関し必要な事項は、教育長が定めるとしてございます。

附則でございます。この規則は令、和7年4月1日から施行するものでござ

います。

以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますがございますか。

岡本委員

前回のときもお話を聞いていたのですけれども、教育研究所の前身というか、現在学校で洞爺湖町教育の研究会もありますよね。それがこれに変わるということなのでしょうか。

渋川教育長

はい、おっしゃるとおりです。

これまでは先生方の、自主的な研究組織という形で動かしていました。ですから、先生方も会費を払う、そして町からも助成が入るという形で、各部会なども先生方が独自に決めていくという形でやっていたのですけれども、やはりいろいろな市町の中で、だんだんその形が変わってきているんですよね。それで、どちらかという、町としてこういうふうな形で進めるのであれば、それに乗っかっていきたいと思いますところが増えてきまして、洞爺湖町においても、今後小中一貫教育を進めて行く。さらに、その中で重点をかける教育活動があるのであれば、その部会をこちらの方で設定して、そこに先生方がそれぞれ所属していただいて調査研究していただいたり、また、ご自身の資質能力を高めていただいたりということと合わせて、今まで事務局が各学校持ち回りでしたが、それを全部一挙に教育委員会で引き受けますという形にすることで、働き方改革にも若干寄与できる部分もあるのかなというところで、今回改めて町としての方向性を強く打ち出すこと。さらに設置者として先生方の研修権というものをきちんと確保していくという意味で、こちらで研修の場を設定していきましょうということで、今回こういう形を提案させていただいているところです。

その他、ございますか。

細江教育推進課長

洞爺湖町経営教育研究所運営計画というものを2枚お配りしております。その内容につきましては、校長会の方に諮っております、校長先生方の方でこの内容について検討していただいているところでございます。ですので、今の時点では参考という形でお配りをさせていただいております。今後、正式なものが決まり次第、またお配りさせていただきたいと思っております。

渋川教育長

その他、ご質問ございますか。

提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

・ 議案第 4 号

《なしの声》

異議なしと認めます。

議案第 3 号、洞爺湖町教育研究所設置規則の制定については、原案の通り可決されました。

続きまして、議案第 4 号、洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について事務局よりお願いいたします。

細江教育推進課長

議案書 6 ページをお開きください。

議案第 4 号、洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。6 ページは、町長から意見を求められておりますので、これに対して、承知する議決を求めるものでございます。それでは、8 ページから 10 ページまでの条例案についてご説明をさせていただきます。9 ページをお開きください。

こちらは、改正の趣旨といたしまして、虻田中学校を虻田小学校に移転するにあたり、洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

10 ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第 3 条関係の別表第 2 の虻田中学校の住所を「虻田郡洞爺湖町入江 190 番地 8」から「虻田郡洞爺湖町栄町 59 番地 1」に変更するものでございます。

8 ページに戻っていただきまして、付則でございます。この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

令和 8 年 4 月 1 日からの施行となっておりますが、令和 7 年度の予算に工事費用等を予算要求するために改正するものでございます。

以上、この条例の一部改正案に対し、承認いただきたくご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。

それでは、議案第 4 号、洞爺湖町立学校設置条例の一部改正につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 5 号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部改正について事務局よりお願いいたします。

細江教育推進課長

議案書 11 ページをお開きください。

議案第 5 号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、JET プログラムの運用改善について、関係省庁よ

・ 議案第 5 号

り昨今の民間の平均給与や地方公務員の給料等の動向等を踏まえ、全国的に報酬額等を統一的に設定する見直しを行うよう通知を受けたことから、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部の改正を行うものでございます。また、町における外国青年任用の運用改善として、参加者本人の自家用車移動に係る費用弁償の規則に関して一部の改正を行うものでございます。内容につきましては、13ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第6条、報酬およびその計算でございます。

参加者の報酬を、来日1年目は「月額28万円（年額336万円）」を「月額33万5000円（年額402万円）」に。来日2年目を「月額30万円（年額360万円）」を「月額34万5000円（年額414万円）」。来日3年目「月額32万円（年額390万円）」を

「月額35万5000円（年額426万円）」に4年目及び5年目「月額33万円（年額396万円）」を「月額36万円（年額432万円）」に改めるものでございます。

続きまして、第8条中に第4項として、「参加者が勤務のために学校等の勤務地に自家用車を使用して移動する場合は、洞爺湖町職員の自家用車の公用使用に関する要綱の定めるところにより、その移動に要する費用を支給する。」を加えるといった内容になってございます。

11ページに戻っていただきまして、付則でございます。この規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますが、何かございますか。

来栖委員

6条の改正案の最後に、「程度とする」という言葉が入っているのですが、これはこの金額とするということで、若干変動することもあるという解釈でしょうか。

細江教育推進課長

変動することも可能ということになっています。ただ、この額から変動しての支給を行ったことはないです。

来栖委員

だとしたら「程度」という言葉はいらないのではないかと。

細江教育推進課長

国の方の文書がそうなっているので、そちらに準じています。

来栖委員

<p>日程第 5 【 その他 】</p> <p>日程第 6 【 閉 会 】</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>渋川教育長</p> <p>その他、ございますか。</p> <p>提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>《なしの声》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 5 号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして日程第 5、その他でございます。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。</p> <p>《なしの声》</p> <p>事務局ありますか。</p> <p>《なしの声》</p> <p>それでは、以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和 7 年第 1 回臨時会を終了させていただきます。</p> <p>14:00閉会</p>
---	--